



衛生第307号
令和7年7月15日

各保健所長 様

衛生課長

犬猫展示即売会に係る第一種動物取扱業登録申請について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条の第一種動物取扱業の登録申請について、厳正な確認をしていただいているところです。

昨今、県外等から多数の犬猫を輸送し、イベント会場等において短期間の展示販売を行う、いわゆる犬猫展示即売会にかかる第一種動物取扱業登録申請において、申請書類のみでは、飼養施設が環境省令で定める基準を満たすことの確認ができない事例がありました。

つきましては、下記のとおり取り計らい、法の適正な執行に遺漏無きよう願います。

記

- 1 犬猫展示即売会の形態で動物取扱業（販売業）の登録を申請する者については、法施行規則第2条第3項に基づき、以下の書類の提出を求めること。
 - (1) 申請時に販売を計画するすべての犬猫について、各個体ごとの体長、体高、展示中にそれぞれを収容するケージ等の大きさ及び一体型・分離型の別を並記した一覧表（以下「一覧表」という。）
 - (2) 運動スペース分離型飼養を行う犬猫について、各日におけるそれぞれの運動スペースの場所、大きさ及び運動スケジュールを記載し、運動時間等が基準に適合していることを確認できる計画表（以下「運動計画表」という。）
- 2 1で提出された書類について、実際に販売される犬猫が変更となり、「一覧表」または「運動計画表」の記載内容に変更が生じた場合、販売の3日前までに変更した一覧表及び運動計画表を提出するよう指導すること。
- 3 1で提出された書類について、記載内容が環境省令で定める基準に適合していないと認めるときは、法第12条第1項に基づき登録を拒否すること。
2で提出された書類について、基準に適合しないケージや運動スペースにて展示する犬猫については、展示販売させないよう指導すること。

担 当 動 物 愛 護 班
電話番号 054-221-2347